

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

垂水市

## 2 構造改革特別区域の名称

垂水市障害児（者）生活支援小規模多機能サービス特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

垂水市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 垂水市の障害者施策の状況

平成18年度に策定した「垂水市障害者計画」及び「垂水市障害福祉計画」では、「障害者の自立と社会参加の推進」を理念として掲げており、これを実現するために、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害児（者）の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目的とした身近な地域でのサービス拠点づくりを目標としているところである。

しかしながら、現状では、障害児（者）が地域で生活していくために必要な訪問系サービスや短期入所サービスは不足しており、また、社会参加促進を目的とした日中活動系のサービスは全くなく、隣接他市の事業所を利用している状況である。

### ○ 垂水市内の障害児（者）の日中活動及び短期入所指定事業所の状況

(平成20年3月31日現在)

		箇所数	備考
日中活動系事業所		0	
短期入所系事業所	短期入所（障害施設）	1	知的入所更生施設
	短期入所（高齢施設）	1	身障のみ空床対応
	日中一時支援（障害施設）	1	知的入所更生施設

### (2) 垂水市における小規模多機能型居宅介護の整備状況

第3期介護保険事業計画では、垂水市を4つの生活圏域に分け、平成20年度までに各地域にそれぞれ1つの小規模多機能型居宅介護事業所を整備する計画であるが、平成20年4月現在において1事業者が開設しており、また、残りの3地域についても現在事前協議中であることから、平成20年度中には全ての地域で開設される見込みである。

○小規模多機能型居宅介護事業所の整備状況

生活圏域名	施設名等	施設の種類	整備年度
牛根地区	小規模多機能ホーム 陽なたぼっこの家境	小規模多機能型居宅介護	平成18年度
中央・水之上・ 大野地区	未定	小規模多機能型居宅介護	平成20年度 (事前協議中)
協和地区	未定	小規模多機能型居宅介護	平成20年度 (事前協議中)
新城・終原地区	未定	小規模多機能型居宅介護	平成20年度 (事前協議中)

(3) 障害児(者)生活支援小規模多機能サービスの必要性

本市の障害者施策では、障害者自立支援法の精神に則り、障害児(者)の地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えることが大きな課題であるが、人口規模や障害者手帳保持者数などからみて、全てのサービスにおいてそれぞれ拠点を整備していくことは非常に困難である。

一方で、介護保険制度における小規模多機能サービスは、身近な地域の中で介護サービスを提供する地域密着型サービスであるが、1箇所ですべて「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービスを一体的に提供できる、空間と定員が小規模に設定されているため利用者が安心して過ごすことが可能である等の特徴を有し、障害児(者)の受入れにも十分対応できるものと見込まれる。実際に、本市で唯一の小規模多機能型居宅介護事業所である「小規模多機能ホーム陽なたぼっこの家境」においては、地域内に居住する知的障害者をボランティアで数回受け入れた実績もある。また、今年度中には市内の他地域においても事業所の整備が進む見込みであることから、今後はさらに障害児(者)支援の受皿が増える可能性を秘めている。

このようなことから、本市において特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」を実施することは、障害児(者)の自立支援及び地域生活移行の推進と、社会資源の有効活用の観点から非常に有効な施策であると考えられる。

(4) 構造改革特別区域計画の範囲である垂水市の特性

構造改革特別区域計画の範囲である垂水市の人口と障害者手帳保持者数は次のとおりである。

(平成20年3月31日現在)

人 口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健 福祉手帳
18,383人	1,254人	209人	79人

(1) のとおり、障害児(者)が地域で生活していくために必要な訪問系

サービスや短期入所サービス、社会参加促進を目的とした日中活動系のサービスは不足しており、身近な地域で福祉サービスを受けたいという本人やその家族のニーズに対応できていない状況である。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

障害児（者）が自立した生活を営むためには、さまざまな生活支援が必要であるが、実際に障害児（者）の生活を支えている家族においては、高齢化など多くの困難を抱えている状況である。このため、地域全体で障害児（者）やその家族を支援する体制の充実が課題となっている。

このようなことから、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を実施することは、障害児（者）が、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って生活していくために、以下のとおり意義を持つものである。

- (1) 障害児（者）が住み慣れた地域にある事業所でサービスを利用することが可能となる。
- (2) 小規模で家庭的な雰囲気の中で安心してサービスを利用できる。
- (3) 障害児（者）が身近な地域で生活することで、地域の障害に対する理解が深まり、市障害者計画の理念である「障害者の自立と社会参加の推進」の実現が図られる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本市では、これまで述べてきたように、障害児（者）の地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害児（者）の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目的として、身近な地域でのサービス拠点づくりを目標としているところであり、日中活動系サービス及び短期入所の平成23年度までの目標は次のとおりである。

○ 日中活動系サービスの目標値 (単位：人／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	6人	12人	17人	42人
	122人日	258人日	364人日	924人日
機能訓練	0人	1人	1人	1人
	1人日	16人日	23人日	68人日
生活訓練	1人	2人	3人	7人
	20人日	45人日	66人日	153人日

(単位：1ヶ月あたりの延べ利用者数 人日／月)

○ 短期入所の目標値 (単位：人／月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
短期入所	3人	3人	3人	4人
	25人日	28人日	30人日	37人日

(単位：1ヶ月あたりの延べ利用者数 人日／月)

これらの目標の達成に向けて取り組む施策の一つとして、特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の実施が必要である。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 経済的効果

#### ① 本人及びその家族の負担の軽減

身近な地域にある事業所を利用できることで、送迎時間の短縮等により障害児（者）本人やその家族の経済的な負担も軽減される。

#### ② 事業所経営の安定化

既に開設している小規模多機能型居宅介護事業所は、特例措置の適用を受けた場合、1～2名程度の障害児（者）の受入れを想定しているが、定員の空きを利用するものであり、同事業所の経営の安定化にもつながるものである。

### (2) 社会的効果

#### ① 計画区域内でのサービス供給量の増大

本市においては、平成20年度までに市内の4地域に合計4つの小規模多機能型居宅介護事業所を開設する計画であるが、今後開設予定の事業者にも本計画への賛同を得られるよう努めることにより、障害児（者）が利用可能なサービスの選択肢の増加につなげたいと考えている。

#### ② 福祉サービスの向上とノーマライゼーション意識の浸透

障害児（者）が住み慣れた地域にある事業所において、小規模で家庭的な雰囲気の中で安心してサービスを受けることが可能となる。また、地域住民にとっても、障害への理解が深まり、ノーマライゼーション意識の浸透につながるものである。

## 8 特定事業の名称

934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 垂水市地域介護・福祉空間整備等補助金の活用

国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所の施設整備を促進し、本計画の体制整備の推進を図る。

### (2) 介護保険サービス事業者等連絡協議会等による研修会の開催

介護保険サービス事業者等連絡協議会や地域密着型サービス事業者集団指導等の機会を活用し、総合的・専門的な研修会を開催し、担当職員の質の向上を図るとともに他事業所の職員にも本計画の啓発を図る。

### (3) 障害児（者）日中一時支援事業

一時的に支援が受けられない障害児（者）に、小規模多機能型居宅介護事業所等で、日中活動の場を確保し、その家族の介護に費やす時間を減らすことで就労を可能にする、一時的な休息を図る事業を実施する。

また、垂水市障害者地域生活支援事業の実施事業所を増加させることで、身近な地域でサービスを利用できるようになり、利用者の送迎等の負担軽減を図るものとする。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

934 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定の日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業内容

特区内の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、定員の枠内で、かつ、本来の利用対象者のサービス利用に影響のない範囲内で、障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの

#### (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

##### ① 事業所の法人種別及び名称並びに住所

名称：医療法人 天陽会

住所：鹿児島県鹿児島市泉町6番7号

##### ② 指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

名称：小規模多機能ホーム 陽なたぼっこの家境

住所：鹿児島県垂水市牛根境1090番地

#### (3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

適用事業所の職員に対し、市内の知的障害者施設（城山学園）の職員を講師として研修を行い、障害児（者）に適切な支援を提供するために必要な知識や技能の習得を図るとともに、必要に応じ、その他の市外の障害福祉サービス事業所の職員による研修により、サービス提供の技術向上を図る。

また、研修の機会を通じて、小規模多機能型居宅介護事業所と障害福祉サービス事業所との情報交換等を行うことにより、サービス提供における質的向上を図る。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 規制の特例措置の必要性

本市の障害者施策では、障害児（者）の地域生活移行や就労支援に対応した

サービス提供基盤を整えることが大きな課題であるが、人口規模や障害者手帳保持者数などからみて、全てのサービスにおいてそれぞれ拠点を整備していくことは非常に困難である。

そのような中で、介護保険制度における小規模多機能サービスは、身近な地域の中で介護サービスを提供する地域密着型サービスであるが、1箇所ですべて「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービスを一体的に提供できる、空間と定員が小規模に設定されているため利用者が安心して過ごすことが可能である等の特徴を有し、障害児（者）の受入れにも十分対応できるものと見込まれる。

このようなことから、本市において特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を実施することは、障害児（者）の自立支援及び地域生活移行の推進と、社会資源の有効活用の観点から非常に有効な施策であると考えられる。

○ 垂水市内の障害児（者）の日中活動及び短期入所指定事業所の状況

(平成20年3月31日現在)

		箇所数	備考
日中活動系事業所		0	
短期入所系事業所	短期入所（障害施設）	1	知的入所更生施設
	短期入所（高齢施設）	1	身障のみ空床対応
	日中一時支援（障害施設）	1	知的入所更生施設

(2) 要件適合性を認めた根拠

小規模多機能ホーム 陽なたぼっこの家境

ア 指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の合計数が、それぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 18人
- ・通いサービス利用定員 9人
- ・宿泊サービス利用定員 5人

※ 障害児（者）の受け入れは、登録定員、通いサービス利用定員及び宿泊サービス利用定員の枠内で行うこととしている。

イ 居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービス利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・居間及び食堂の合計面積 35.80㎡
- ・基準上の必要面積 27.00㎡ (3㎡×9人)

ウ 一の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上とすること。

- ・ 個室の数 3室
  - ・ 各個室の床面積 A室8.76㎡ D室9.18㎡  
E室9.11㎡
  - ・ 個室以外の宿泊室の面積 B室8.52㎡ C室9.12㎡
- エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たな職員を確保すること。

○ 通いサービス利用者定員9人の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	4	2		1		1
非常勤（人）	3					
常勤換算後の 人数（人）	7.3		/		/	
基準上の必要 人数（人）	4		1		1	
適否	適		適		適	